

「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」及び「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約」に係る統合条文

この文書は、日本国及びオーストラリアによって2017年6月7日に署名された「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（以下「B E P S防止措置実施条約」という。）によって修正される、2008年1月31日に署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約」（以下「条約」という。）の適用に関する統合条文を示すものである。

この文書は、日本国及びオーストラリアによって2018年9月26日に寄託者（経済協力開発機構事務総長）にそれぞれ提出された留保及び通告に基づいて作成されている。

この文書の唯一の目的は、条約に対するB E P S防止措置実施条約の適用に関する理解を容易にすることであり、この文書は法的根拠となるものではない。条約及びB E P S防止措置実施条約の正文のみが、適用可能な法的文書である。

条約の規定について適用されるB E P S防止措置実施条約の規定は、この文書の全体を通じ、条約の関連する規定の箇所において、枠の中に示されている。

この文書においては、B E P S防止措置実施条約において用いられる語句が条約において用いられる語句に適合するようにするため、B E P S防止措置実施条約の規定の条文に対して変更が加えられている（例えば、「対象租税協定」が「条約」に、「当事国」が「締約国」に変更されている）。同様に、B E P S防止措置実施条約の規定のうち条約の既存の規定を記述する部分に対し、その記述的な文言を既存の規定の条項番号又は文言に代える変更が加えられている。これらの変更は、この文書の読みやすさを向上させるためのものであり、B E P S防止措置実施条約の規定の内容を変更することを意図するものではない。

条約の規定の引用は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、B E P S防止措置実施条約の規定によって修正される条約の規定を引用しているものとして理解されなければならない。

BEPS防止措置実施条約の効力発生及び適用開始

BEPS防止措置実施条約は、日本国及びオーストラリアについて 2019年1月1日に効力を生じ、次のとおり適用される。

- (a) BEPS防止措置実施条約の規定は、条約の各締約国において、次のものについて適用される。
 - (i) 非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、2019年1月1日以後に生ずる課税事象
 - (ii) 当該締約国によって課されるその他の全ての租税については、2019年7月1日以後に開始する課税期間に関して課される租税
- (b) (a)にかかわらず、BEPS防止措置実施条約第十六条（相互協議手続）の規定は、条約につき、2019年1月1日以後に一方の締約国の権限のある当局に対して申し立てられた事案（BEPS防止措置実施条約によって修正される前の条約の規定に基づき、2019年1月1日において申立てをすることが認められなかったものを除く。）に関し、当該事案が関連する課税期間を考慮することなく、適用される。
- (c) (a)及び(b)にかかわらず、BEPS防止措置実施条約第六部（仲裁）の規定は、次の日から適用される。
 - (i) BEPS防止措置実施条約第十九条（義務的かつ拘束力を有する仲裁）1(a)に規定するところによって一方の締約国の権限のある当局に対して申し立てられた事案については、2019年1月1日
 - (ii) 2019年1月1日の前に一方の締約国の権限のある当局に対して申し立てられた事案については、両締約国が、BEPS防止措置実施条約第十九条10の規定に従って合意に達したこと及び当該合意に定める条件に従い、同条1(a)に規定するところによって一方の締約国の権限のある当局に対して当該事案が申し立てられたとみなされる日に関する情報について寄託者に通告した日

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための
日本国とオーストラリアとの間の条約

日本国及びオーストラリアは、

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第六条 3 に規定する段落は、条約の前文に加わる。

第六条 対象租税協定の目的

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

~~所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、~~

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第六条 1 に規定する段落は、「所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、」に言及する条約の前文の文言に代わる。

第六条 対象租税協定の目的

条約の対象となる租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（両締約国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁(あさ)りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条 対象となる租税

- 1 この条約は、次の現行の租税について適用する。
 - (a) 日本国については、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税(以下「日本国の租税」という。)
 - (b) オーストラリアについては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 石油資源使用税(以下「オーストラリアの租税」という。)
- 2 この条約は、1に掲げる現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に日本国によって又はオーストラリアの連邦法に基づいて課される租税であって、1に掲げる現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、この条約の適用を受ける租税に関する各締約国の法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条 一般的定義

- 1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
 - (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての区域（海底及びその下を含む。）をいう。
 - (b) 「オーストラリア」とは、地理的意味で用いる場合には、次の(i)から(vi)までに掲げる海外地域以外の海外地域を除くものとし、次の(i)から(vi)までに掲げる海外地域のみを含むオーストラリアの領域の外側に隣接する区域であって、排他的経済水域並びに大陸棚における海底及びその下の天然資源の探査又は開発に関するオーストラリアの法令が国際法に適合する範囲内で効力を有する区域を含む。
 - (i) ノーフォーク島地域
 - (ii) クリスマス島地域
 - (iii) ココス（キーリング）諸島地域
 - (iv) アシュモア及びカーティア諸島地域
 - (v) ハード島及びマクドナルド諸島地域
 - (vi) さんご海諸島地域

- (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はオーストラリアをいう。
 - (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はオーストラリアの租税をいう。
 - (e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
 - (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人若しくは法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
 - (g) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。
 - (h) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
 - (i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。
 - (j) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。
 - (i) 当該一方の締約国の国籍又は市民権を有するすべての個人
 - (ii) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立され、又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが当該一方の締約国の租税に関し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われるすべての団体
 - (k) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。
 - (i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
 - (ii) オーストラリアについては、税務長官又は権限を与えられたその代理者
 - (l) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。
- 2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条 居住者

- 1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、次の者をいう。
- (a) 日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により日本国

において課税を受けるべきものとされる者

- (b) オーストラリアについては、オーストラリアの租税に関し、オーストラリアの居住者とされる者

一方の締約国の政府、地方政府又は地方公共団体は、この条約の適用上、当該一方の締約国の居住者とされる。一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者は、この条約の適用上、当該一方の締約国の居住者とはされない。

- 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(c) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決するよう努める。

~~3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、事業の実質的な管理の場所その他関連するすべての要因について考慮した上で、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。~~

- 4 2(c)又は~~3~~の規定が適用される場合において、これらの規定に基づく合意がないときは、1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者は、この条約により認められる特典（第二十六条及び第二十七条により認められる特典を除く。）を要求する上で、いずれの締約国の居住者ともされない。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第四条1（同条3(e)の規定による修正の後のもの）の規定は、条約第四条3及び4並びに条約の議定書4の規定（条約第四条4の規定については、個人以外の者に関連する部分に限る。）に代わる。

第四条 双方居住者に該当する団体

1 条約第四条 1 の規定によって両締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意によって、条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

5 この条約の適用上、

- (a) 一方の締約国内において取得される所得、利得又は収益であって、
- (i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
 - (ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得、利得又は収益として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得、利得又は収益として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者（この条約に別に定める要件を満たすものに限る。）の所得、利得又は収益として取り扱われる部分についてのみ、この条約の特典（当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。

- (b) 一方の締約国内において取得される所得、利得又は収益であって、
- (i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
 - (ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得、利得又は収益として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得、利得又は収益として取り扱われるか否かにかかわらず、当該団体が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、この条約に別に定める要件を満たす場合にのみ、この条約の特典（当該他方の締約国の居住者が取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。

- (c) 一方の締約国内において取得される所得、利得又は収益であって、
- (i) 両締約国以外の国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
 - (ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得、利得又は収益として取り扱われるもの
- に対しては、当該一方の締約国又は当該両締約国以外の国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得、利得又は収

益として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者（この条約に別に定める要件を満たすものに限る。）の所得、利得又は収益として取り扱われる部分についてのみ、この条約の特典（当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。

- (d) 一方の締約国内において取得される所得、利得又は収益であって、
 - (i) 両締約国以外の国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
 - (ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得、利得又は収益として取り扱われるもの
に対しては、この条約の特典は与えられない。
- (e) 一方の締約国内において取得される所得、利得又は収益であって、
 - (i) 当該一方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
 - (ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得、利得又は収益として取り扱われるもの
に対しては、この条約の特典は与えられない。

第五条 恒久的施設

- 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
 - (a) 事業の管理の場所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所
 - (d) 工場
 - (e) 作業場
 - (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
 - (g) 農業、牧畜業又は林業の用に供されている財産
- 3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設を構成するものとする。
- 4 1 から 3 までの規定にかかわらず、一方の締約国の企業が次の (a) から (c) までに規定するいずれかの活動を行う場合には、当該活動は当該企業が他方の締約国内に有する恒久的施設を通じて行われるものとされる。

- (a) 当該他方の締約国内における建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事に関連して当該他方の締約国内で行う監督活動又はコンサルタントの活動であって、十二箇月を超える期間継続するもの
 - (b) 当該他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する天然資源を探索し、又は開発する活動（大規模設備の運用を含む。）であって、いずれかの十二箇月の期間において合計九十日を超える期間行われるもの
 - (c) 当該他方の締約国内における大規模設備の運用（(b)の規定に該当するものを除く。）であって、いずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間行われるもの
- 5 (a) 3及び4に規定する活動の期間は、ある企業が一方の締約国内において行う活動の期間とその企業と関連する企業が当該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。
- (b) (a)に規定する活動の期間の決定に当たって、二以上の関連する企業が同時に行う活動の期間は、一度に限り算入する。
 - (c) この条の規定の適用上、次の(i)又は(ii)の規定に該当する場合には、一方の企業は他方の企業と関連するものとする。
 - (i) 一方の企業が他方の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合
 - (ii) 同一の者が一方の企業及び他方の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合
- ~~6 1から5までの規定にかかわらず、企業は、次のことを行っているという理由のみでは、恒久的施設を有するものとはされない。~~
- ~~(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。~~
 - ~~(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。~~
 - ~~(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。~~
 - ~~(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。~~
 - ~~(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。~~

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十三条2の規定は、条約第五条6の規定に代わる。

第十三条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位
の人為的な回避

- 2 条約第五条の規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。ただし、その活動（次の(c)の規定に該当する場合には、次の(c)に規定する事業を行う一定の場所における活動の全体）が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
- (a) (i) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
 - (ii) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
 - (iii) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
 - (iv) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (b) 企業のために(a)に規定する活動以外の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (c) (a)及び(b)に規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十三条4の規定は、条約について適用される。

第十三条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位
の人為的な回避

- 4 条約第五条6の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。
- (a) 条約第五条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成する

こと。

- (b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。

- 7 1 及び 2 の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者（8 の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が次のいずれかの活動を行う場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が 6 に規定する活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、1 の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの）のみである場合は、この限りでない。
- (a) 当該一方の締約国内において、当該企業に代わって実質的に交渉する権限又は当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。
- (b) 当該一方の締約国内において、当該企業のために当該企業に属する物品又は商品を製造し、又は加工すること。
- 8 企業は、仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人としての通常の方法でその業務を行う者を通じて一方の締約国内で事業を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。
- 9 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

(注) 次の BEPS 防止措置実施条約第十五条 1 の規定は、条約について適用される。

第十五条 企業と密接に関連する者の定義

- 1 条約第五条の規定の適用上、ある者とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者とある企業とは、一方が他方の受

益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者がその者及びその企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

- 10 第十一条 7 及び第十二条 5 の規定の適用上、両締約国以外の国内に恒久的施設があるか否か及びいずれの締約国の企業でもない企業が一方の締約国内に恒久的施設を有するか否かを決定するに当たっては、1 から 9 までに規定する原則を適用する。

第六条 不動産所得

- 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、次のものを含む。
 - (a) 土地の賃貸その他の土地又はその上に存するすべての権益（土地が改良されているか否かを問わない。）
 - (b) 不動産に附属する財産
 - (c) 不動産に関する一般法の規定の適用がある権利
 - (d) 不動産用益権
 - (e) 鉱石、石油、天然ガスその他の天然資源を探查する権利及びこれらを採取する権利
 - (f) 鉱山、油田、ガス田、採石場その他の天然資源を採取し、若しくは開発する場所の開発若しくはこれらの場所を探查し、若しくは開発する権利の対価としての支払金又はこれらの開発若しくは権利に関する支払金を受領する権利（支払金の変動制であるか固定制であるかを問わない。）船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
- 3 2 に規定する権益又は権利は、土地、鉱石、石油、天然ガス、岩石その他の天然資源が存在する場所又はこれらの天然資源の探查が行われる場所に存在するものとする。

- 4 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。
- 5 1、3及び4の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条 事業利得

- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業又は当該企業が取引を行う他の企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。
- 3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、当該恒久的施設のために生じた経営費及び一般管理費を含む当該恒久的施設を有する企業の費用であつて、当該恒久的施設がこれらの費用を支払う独立の企業であるとしたならば控除することが認められたとみられるものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。
- 4 一方の締約国の権限のある当局が入手することができる情報が恒久的施設に帰せられる利得を決定するために十分でない場合には、この条のいかなる規定も、当該恒久的施設を有する者の納税義務の決定に関する当該一方の締約国の法令の適用に影響を及ぼすものではない。ただし、当該情報に基づいて当該恒久的施設の利得を決定する場合には、この条に定める原則に従うものとする。
- 5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。
- 6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な

理由がある場合は、この限りでない。

- 7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得又は収益が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。
- 8 この条のいかなる規定も、一方の締約国の居住者以外の者による保険から取得される利得に対して課される租税に関する当該一方の締約国の法令の適用に影響を及ぼすものではない。
- 9 次の(a)及び(b)に該当する場合には、信託の受託者が行う事業は、一方の締約国の居住者が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で行う事業とみなし、かつ、当該事業から取得される利得であって、当該一方の締約国の居住者の持分に対応するものは、当該恒久的施設に帰せられるものとする。
 - (a) 当該一方の締約国の居住者が、当該信託（租税に関し法人として取り扱われるものを除く。）の受託者が当該他方の締約国内において当該信託の受託者として行う事業から取得される利得に対する持分を直接に又は一若しくは二以上の信託を介して有する場合
 - (b) 当該事業の遂行に関して、当該信託の受託者が、第五条に定める原則に従い、当該他方の締約国内に恒久的施設を有する場合

第八条 海上運送及び航空運送

- 1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 第二条の規定にかかわらず、いかなるオーストラリアの地方政府又は地方公共団体も日本国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき日本国における住民税又は事業税に類似する租税を課さないことを条件として、オーストラリアの企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき日本国において住民税及び事業税を免除される。
- 3 1の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が船舶又は航空機を運用することによって取得する利得に対しては、当該利得が他方の締約国内の地点の間においてのみ船舶又は航空機を運用することによって直接又は間接に取得されるものである場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 4 この条の規定の適用上、一方の締約国内で積み込み、かつ、当該一方の締約国内で取り卸す旅客、家畜、郵便物、物品又は商品の船舶又は航空機による運送によって取得する利得は、当該一方の締約国内の地点の間においてのみ船舶又は航空機を運用することによって取得する利得とす

る。

- 5 1 から 4 までの規定は、共同計算、共同経営その他の利得の分配に関する取決めに参加していることを通じて船舶又は航空機を運用することによって取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

- 1 次の (a) 又は (b) の規定に該当する場合であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、相互に全く独立の立場で取引を行う独立の企業の間において適用されたとみられる条件と異なる条件が適用されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であってその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。
- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合
- (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合
- 2 一方の締約国の権限のある当局が入手することができる情報が企業の利得を決定するために十分でない場合には、この条のいかなる規定（4 の規定を除く。）も、当該企業の納税義務の決定に関する当該一方の締約国の法令の適用に影響を及ぼすものではない。ただし、当該情報に基づいて当該企業の納税義務を決定する場合には、1 に定める原則に従うものとする。
- 3 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を 1 又は 2 の規定により当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間において適用される条件が相互に全く独立の立場で取引を行う独立の企業の間において適用されたとみられる条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であることに合意するときは、当該他方の締約国は、その合意された利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。
- 4 1 及び 2 の規定にかかわらず、一方の締約国は、1 及び 2 に規定する条件がないとしたならば当該一方の締約国の企業の利得として更正の対象となったとみられる利得に係る課税年度の終了時から七年以内に当該企業の利得に対する調査を開始しない場合には、1 及び 2 に規定する状況

においても、当該利得の更正をしてはならない。この4の規定は、不正に租税を免れた場合又は定められた期間内に調査を開始することができないことが当該企業の作為若しくは不作為に帰せられる場合には、適用しない。

第十条 配当

- 1 一方の締約国の租税に関し当該一方の締約国の居住者である法人が支払う配当であって、他方の締約国の居住者が受益者であるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が一方の締約国の租税に関し居住者とされる当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、次の額を超えないものとする。
 - (a) 当該配当の受益者が、当該配当を支払う法人の議決権の十パーセント以上に相当する株式を直接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント
 - (b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十パーセント
- 3 2の規定にかかわらず、配当の受益者が、一方の締約国の居住者である法人であって、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする十二箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権の八十パーセント以上に相当する株式を直接に所有するものであり、かつ、次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当する場合には、当該配当に対しては、当該配当を支払う法人が他方の締約国の租税に関し居住者とされる当該他方の締約国においては、租税を課することができない。
 - (a) 第二十三条2(c)の規定による適格者であること。
 - (b) 五以下の(a)に規定する者に該当する法人によりその株式の議決権及び価値の五十パーセント以上を直接又は間接に所有されていること。
 - (c) 第二十三条5の規定に基づき当該配当に関して特典を受けることが認められること。
- 4 2及び3の規定にかかわらず、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる日本国の居住者である法人によって支払われる配当であって、オーストラリアの居住者が受益者であるものに対しては、日本国においても、日本国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、次の額を超えないものとする。
 - (a) 当該配当を支払う法人の有する資産のうち日本国内に存在する不動産により直接又は間接に構成される部分の割合が五十パーセント

を超える場合には、当該配当の額の十五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十パーセント

- 5 2から4までの規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。
- 6 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその分配を行う法人が一方の締約国の租税に関し居住者とされる当該一方の締約国の法令上株式から生ずる所得と課税上同様に取り扱われる所得その他の分配金をいう。
- 7 (a) 不動産投資信託が支払う所得、利得又は収益の分配金であって、日本国の居住者が受益者であるものに対しては、日本国において租税を課することができる。
- (b) (a)に規定する分配金に対しては、オーストラリアにおいても、オーストラリアの法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該分配金の受益者が日本国の居住者である場合（その分配が行われる日に先立つ十二箇月の期間のいずれかの時点において当該不動産投資信託のすべての元本の十パーセント以上を直接又は間接に所有する分配金の受益者である場合を除く。）には、当該分配金の額の十五パーセントを超えないものとする。
- (c) この7の規定の適用上、「不動産投資信託」とは、オーストラリアの法令に基づいて設立され、又は組織された管理投資信託であって、賃貸料の取得を主たる目的として不動産に直接又は間接に投資する事業を行うものをいう。
- 8 1から4まで及び7の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が他方の締約国の租税に関し居住者とされる当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は7の規定の適用を受ける不動産投資信託については、日本国の居住者である分配金の受益者がオーストラリア内においてオーストラリア内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当又は当該分配金の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 9 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者以外の者が受益者である配当に限るものとし、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものであ

る場合の配当を除く。)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。ただし、第四条 3の規定により一方の締約国の居住者とみなされる法人が支払う配当については、他方の締約国は、当該配当が当該他方の締約国内から生じた利得又は所得から支払われる場合には、当該配当に対して租税を課することができる。この場合において、当該配当の受益者が当該一方の締約国の居住者であるときには、2又は3の規定に従うものとする。

10 一方の締約国の居住者が優先株式その他これに類する持分（以下この10において「優先株式等」という。）に関して他方の締約国の租税に関し当該他方の締約国の居住者とされる者から配当の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)の規定に該当する者が当該配当の支払の基因となる優先株式等と同等の当該一方の締約国の居住者の優先株式等を有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該配当の支払の基因となる優先株式等の発行を受け、又はこれを所有することはなかったとみられるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該配当の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国の居住者が支払う配当に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

~~11 配当若しくは分配金の割当て、配当若しくは分配金の支払の基因となる株式その他の権利の設定若しくは移転又は配当若しくは分配金の受益者である法人の設立、取得若しくは維持若しくはその業務の遂行に関与した者が、この条の特典を受けることをその主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該配当に対しては、この条に定める租税の軽減又は免除は与えられない。¹~~

第十一条 利子

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子であって、次のいずれかの場合に該当するも

¹ 条約第十条 11 の規定は、B E P S 防止措置実施条約第七条 1 の規定に代わる ([31 ページ参照](#))。

のについては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。

- (a) 当該利子が、当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国において政府機能を遂行するその他の機関又は日本銀行若しくはオーストラリア準備銀行によって取得される場合
- (b) 当該利子が、当該利子の支払者と関連しない金融機関であって、当該利子の支払者と全く独立の立場で取引を行うものによって取得される場合（この条の規定の適用上、「金融機関」とは、銀行又は金融市場において資金を借り入れ、若しくは有利子預金を受け入れ、かつ、これらの資金を資金の貸付けを行う事業において利用することによってその利得を実質的に取得する他の企業をいう。）
- (c) 当該利子が、次のいずれかに該当する者によって取得される場合
 - (i) 日本国については、国際協力銀行又は独立行政法人日本貿易保険
 - (ii) オーストラリアについては、輸出金融保険公社又はフューチャーファンドの投資を管理する公的機関
 - (iii) その他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの

4 3の規定にかかわらず、3(b)に規定する利子に対しては、当該利子がバックトゥバック融資に関する取決めその他これと経済的に同等の取決めであって、バックトゥバック融資に関する取決めに類似する効果を有することを目的とする取決めの一部として支払われる場合には、当該利子が生じた締約国において租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた利子（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。

6 1、2、3(b)及び4の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった債権その他の権利が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国の租税に関し当該一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、いずれかの締約国内又は両締約国以外の国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、次に定めるところによる。

(a) 当該恒久的施設が一方の締約国内にある場合には、当該利子は、当該一方の締約国内において生じたものとされる。

(b) 当該恒久的施設が両締約国以外の国内にある場合には、当該利子は、いずれの締約国内においても生じなかったものとされる。

8 利子の支払の基因となった債権その他の権利について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

9 一方の締約国の居住者がある債権その他の権利に関して他方の締約国内において生じた利子の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)の規定に該当する者が当該債権その他の権利と同等の債権その他の権利を当該一方の締約国の居住者に対して有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該利子の支払の基因となる債権その他の権利を取得することはなかったとみられるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該利子の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国内において生ずる利子に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

~~10 利子の割当て、利子の支払の基因となる債権その他の権利の設定若しくは移転又は利子の受益者である法人の設立、取得若しくは維持若しくはその業務の遂行に関与した者が、この条の特典を受けることをその主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該利子に対しては、この条に定める租税の軽減又は免除は与えられない。²~~

² 条約第十一条 10 の規定は、B E P S 防止措置実施条約第七条 1 の規定に代わる ([31 ページ参照](#))。

第十二条 使用料

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1に規定する使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の額の五パーセントを超えないものとする。
- 3 この条において、「使用料」とは、次の(a)から(e)までに掲げるものの対価としての支払金又は前渡金（定期的であるか否か及びその名称又は計算方法を問わない。）をいう。
 - (a) 著作権、特許権、意匠又は模型、図面、秘密方式又は秘密工程、商標権その他これらに類する財産又は権利の使用又は使用の権利
 - (b) 学術上、技術上、産業上又は商業上の知識又は情報の提供
 - (c) (a)に規定する財産若しくは権利若しくは(b)に規定する知識若しくは情報に付随する支援又はこれらを活用し、若しくは享受するための支援の提供
 - (d) 次の(i)又は(ii)に掲げるものの使用又は使用の権利
 - (i) 映画フィルム
 - (ii) テレビジョン、ラジオその他の放送に関連して使用されるフィルム、音声又は映像のテープ又はディスクその他の画像又は音の再生又は送信の手段
 - (e) この3に規定する財産又は権利の使用又は提供の制限（全部であるか一部であるかを問わない。）
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払又は前渡しの基因となった財産又は権利が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 5 使用料は、その支払者が一方の締約国の租税に関し当該一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が、いずれかの締約国内又は両締約国以外の国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料の支払又は前渡しの債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、次に定めるところによる。
 - (a) 当該恒久的施設が一方の締約国内にある場合には、当該使用料は、

当該一方の締約国内において生じたものとされる。

(b) 当該恒久的施設が両締約国以外の国内にある場合には、当該使用料は、いずれの締約国内においても生じなかったものとされる。

6 使用料の支払又は前渡しの基因となったものについて考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われ、又は前渡しが行われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

7 一方の締約国の居住者が財産又は権利の使用に関して他方の締約国内において生じた使用料の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)の規定に該当する者が当該財産又は権利と同一の財産又は権利の使用に関して当該一方の締約国の居住者から使用料の支払を受けないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該財産又は権利の使用に関して当該他方の締約国の居住者から使用料の支払を受けることはなかったとみられるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該使用料の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国内において生ずる使用料に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

~~8 使用料の割当て、使用料の支払の基因となる財産若しくは権利の設定若しくは移転又は使用料の受益者である法人の設立、取得若しくは維持若しくはその業務の遂行に関与した者が、この条の特典を受けることをその主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該使用料に対しては、この条に定める租税の軽減は与えられない。³~~

第十三条 財産の譲渡

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する所得、利得又は収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者が法人の株式又は組合、信託財産その他の団体の持分の譲渡によって取得する所得、利得又は収益に対しては、その法

³ 条約第十二条8の規定は、B E P S防止措置実施条約第七条1の規定に代わる ([31 ページ参照](#))。

人、組合、信託財産その他の団体の資産の価値の五十パーセント以上が第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合に限り、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第九条 1 (a)の規定は、条約について適用される。

第九条 主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益

1 条約第十三条 2の規定は、

(a) 当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において同条 2 に規定する割合の基準値を満たす場合に適用する。

3 2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の発行した株式の譲渡によって取得する所得、利得又は収益（当該一方の締約国において租税が課されないものに限る。）に対しては、次の(a)及び(b)に規定する要件を満たす場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(a) 譲渡者が所有する株式（当該譲渡者の特殊関係者が所有する株式であって当該譲渡者が所有するものと合算されるものを含む。）の数が、当該譲渡が行われた課税年度中のいずれかの時点において当該法人の発行済株式の総数の二十五パーセント以上であること。

(b) 譲渡者及びその特殊関係者が当該譲渡が行われた課税年度中に譲渡した株式の総数が、当該法人の発行済株式の総数の五パーセント以上であること。

4 3の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる所得、利得又は収益（当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる所得、利得又は収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によって当該企業が取得する所得、利得又は収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することが

できる。

第十四条 給与所得

- 1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われぬ限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (a) 当該他方の締約国における当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。
 - (b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
 - (c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十五条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条 芸能人及び運動家

- 1 第七条及び第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得

に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

- 2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条及び第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十七条 退職年金及び保険年金

- 1 次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者である個人に定期的に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の居住者である個人に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 3 退職年金その他これに類する報酬又は保険年金を受領する権利に代わる一時金であって、一方の締約国の居住者である個人に支払われるものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、当該一時金が他方の締約国内において生ずる場合には、当該他方の締約国においても租税を課することができる。
- 4 「保険年金」とは、金銭又はその等価物による適正かつ十分な給付の対価としての支払を行う義務に従い、終身にわたり又は特定の若しくは確定することができる期間中、所定の時期において定期的に所定の金額が支払われるものをいう。

第十八条 政府職員

- 1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (i) 当該他方の締約国の国民
 - (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となっ

た者でないもの

- 2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって定期的に支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から定期的に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に一時的に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国内において最初に訓練を受け始めた日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条 匿名組合

この条約の他の規定（第二十六条の規定を除く。）にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得、利得又は収益に対しては、当該所得、利得又は収益が生ずる締約国において当該締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十一条 その他の所得

- 1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）であって前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 1の規定は、所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）を取得する一方の締約国の居住者が他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基となった財産又は権利が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内に源泉のあるものであって前各条に規定がないものに対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。

第二十二条 所得の源泉

- 1 一方の締約国の居住者が取得する所得、利得又は収益であって、第六条から第八条まで及び第十条から第十八条までの規定に基づき他方の締約国において租税を課することができるものは、当該他方の締約国の租税に関する法令の適用上、当該他方の締約国内の源泉から生じたものとされる。
- 2 一方の締約国の居住者が取得する所得、利得又は収益であって、第六条から第八条まで、第十条から第十八条まで及び第二十条の規定に基づき他方の締約国において租税を課することができるものは、第二十五条の規定及び当該一方の締約国の租税に関する法令の適用上、当該他方の締約国内の源泉から生じたものとされる。

第二十三条 特典の制限

- 1 一方の締約国の居住者であって他方の締約国内において第七条、第十条3、第十一条3又は第十三条に定める所得、利得又は収益を取得するものは、2に規定する適格者に該当し、かつ、これらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税年度において、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、これらの規定により認められる特典を受けることに関し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 一方の締約国の居住者が次の(a)から(g)までに掲げる者のいずれかに該当する場合には、当該一方の締約国の居住者は、各課税年度において適格者とする。
- (a) 個人
 - (b) 適格政府機関
 - (c) 法人（二元上場法人に関する取決めに参加する法人を含むものとし、その主たる種類の株式が、6(d)(i)又は(ii)に規定する公認の有価証券市場に上場され、又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）
 - (d) 個人又は法人以外の者（その主たる種類の持分証券が、6(d)(i)又は(ii)に規定する公認の有価証券市場に上場され、又は当該公認の有価証券市場において取引が認められ、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）
 - (e) 年金基金（当該課税年度の直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセントを超えるものがいずれかの締約国の居住者である個人であるものに限る。）
 - (f) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であって、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの（当該一方の締約国の法令において所得、利得又は収益の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。）
 - (g) 個人以外の者（その者の株式の議決権及び価値の五十パーセント以上又はその者の受益に関する持分の五十パーセント以上を(a)から(f)までに掲げる適格者であるいずれかの締約国の居住者が直接又は間接に所有する場合に限る。）
- 3 2(g)の規定の適用については、次に定めるところによる。
- (a) 源泉徴収による課税については、一方の締約国の居住者は、その所得、利得又は収益の支払が行われる日（配当については、当該配当の支払を受ける者が特定される日）に先立つ十二箇月の期間を通じて2(g)に規定する要件を満たしているときに、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。
 - (b) その他のすべての場合については、一方の締約国の居住者は、その所得、利得又は収益の支払が行われる課税年度の総日数の半数以上の日において2(g)に規定する要件を満たしているときに、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。
- 4 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内において取得する第七条、第十条3、第十一条3又は第十三条に定める所得、利得又は収益に関し、当該一方の締約国の居住者が当該一方の締約国内において事業を行っており、当該所得、利得

又は収益が当該事業に関連し、又は付随して取得されるものであり、かつ、当該一方の締約国の居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、当該事業が、当該一方の締約国の居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）である場合は、この限りでない。

(b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得、利得若しくは収益を取得する場合又は当該一方の締約国の居住者と第九条 1 (a) 若しくは (b) にいう関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得、利得若しくは収益を取得する場合には、当該一方の締約国の居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該一方の締約国の居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得、利得又は収益について (a) に規定する条件を満たすこととはならない。この (b) の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、すべての事実及び状況に基づいて判断される。

(c) (a) の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たって、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント以上）を直接又は間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント以上）を直接又は間接に所有する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。また、すべての事実及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配している場合又はそれぞれの者が一若しくは二以上の同一の者によって支配されている場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。

5 一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、4 の規定に基づき第七条、第十条 3、第十一条 3 又は第十三条に定める所得、利得又は収益についてこれらの規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当該他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従って、当該一方の締約国の居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行がこれらの規定により認められる特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができ

る。

6 この条の規定の適用上、

- (a) 「適格政府機関」とは、第十一条 3 (a) 及び(c)に規定する機関をいう。
- (b) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半数を占める一の種類の株式をいう。ただし、一の種類の株式が法人の議決権及び価値の過半数を占めていない場合には、合計して当該法人の議決権及び価値の過半数を占める二以上の種類の株式をいう。この(b)の規定の適用上、二元上場法人に関する取決めに参加する法人については、主たる種類の株式は、二元上場法人に関する取決めに成立させるために発行された特別な議決権のある株式を考慮しないで決定される。
- (c) 「二元上場法人に関する取決め」とは、二の上場された法人が、それぞれの独立した法人としての地位、株主の構成及び株式の上場を維持しながら、次の(i)から(v)までに掲げる方法を通じて、両法人の経営方針及びそれぞれの株主の経済的利益を統合する取決めにいう。
 - (i) 共通又はほぼ同一の役員会を設置すること。
 - (ii) 二の法人の経営管理を統一的に行うこと。
 - (iii) 二の法人の間において適用される均等化のための割合に応じて株主に対して均等な分配（一方又は双方の法人の解散に伴うものを含む。）を行うこと。
 - (iv) 二の法人の株主が、両法人の利害関係の双方に影響を及ぼす重要な事項に関して単一の意思決定機関として有効に議決権を行使すること。
 - (v) それぞれの法人の重要な債務又は業務に対して相互に保証し、又はこれに類する資金の援助を行うこと。ただし、関連する規制によりこれらの保証又は資金の援助が禁じられている場合を除く。
- (d) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。
 - (i) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場
 - (ii) オーストラリア証券取引所及びオーストラリアの二千一年会社法に基づいて認定されたその他の証券取引所
 - (iii) この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの
- (e) 「持分証券」には、個人若しくは法人以外の者の資産若しくは所得に対する持分又は当該者から利益の分配を受ける権利を与えられた

証券（信用に係る債権に基づくものを除く。）を含む。

(f) 「主たる種類の持分証券」とは、個人又は法人以外の者の価値の過半を占める一の種類の持分証券をいう。ただし、一の種類の持分証券が当該者の価値の過半を占めていない場合には、合計して当該者の価値の過半を占める二以上の種類の持分証券をいう。

(g) 「年金基金」とは、次の(i)及び(ii)に規定する要件を満たす者をいう。

(i) 一方の締約国の法令に基づいて設立されること。

(ii) 主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金の利益のために所得、利得若しくは収益を取得することを目的として運営されること。

7 この条の規定は、租税の回避又は脱税を防止するための一方の締約国の法令の規定の適用をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第七条1の規定は、条約第十条11、第十一条10及び第十二条8の規定に代わる。

第七条 条約の濫用の防止

1 条約のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることが条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十四条 減免の制限

1 この条約に従い一方の締約国において所得、利得又は収益に対する租税が軽減され、又は免除される場合において、他方の締約国において施行されている法令に基づき、個人が、その所得、利得又は収益の全額についてではなく、その所得、利得又は収益のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分について租税を課されることとされているときは、この条約に基づき当該一方の締約国において認められる租税の軽減又は免除は、その所得、利得又は収益のうち当該他方の締約国において租税を課される部分についてのみ、適用する。

- 2 この条約に従い一方の締約国において所得、利得又は収益に対する租税が軽減され、又は免除される場合において、個人が、他方の締約国において施行されている法令に規定する一時的居住者に該当することにより、その所得、利得又は収益について租税を免除されることとされているときは、この条約に基づき当該一方の締約国において認められる租税の軽減又は免除は、当該他方の締約国において租税を免除されるその所得、利得又は収益については、適用しない。

第二十五条 二重課税の除去

- 1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、
- (a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従ってオーストラリアにおいて租税を課される所得をオーストラリア内において取得する場合には、当該所得について納付されるオーストラリアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。
- (b) オーストラリア内において取得される所得が、オーストラリアの居住者である法人により、当該法人の議決権のある株式又は発行済株式の十パーセント以上を配当の支払義務が確定する日に先立つ六箇月の期間を通じて所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるオーストラリアの租税を考慮に入れるものとする。
- 2 オーストラリア以外の国において納付される租税をオーストラリアの租税から控除することに関するオーストラリアの法令で当該時に施行されているもの（この条に定める原則に影響を及ぼさないものに限る。）の規定に従い、オーストラリアの居住者が取得する日本国内に源泉のある所得、利得又は収益につき、日本国の法令及びこの条約に従い直接に又は源泉徴収によって納付される日本国の租税は、当該所得、利得又は収益について納付されるオーストラリアの租税から控除する。

第二十六条 無差別待遇

- 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税若しくはこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある

当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、類似の状況において同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、当該一方の締約国の居住者である個人に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。
- 3 第九条1、第十一条8又は第十二条6の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。
- 4 一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税若しくはこれに関連する要件であって、類似の状況にある当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。
- 5 第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって課されるすべての種類の租税に適用する。

第二十七条 相互協議手続

- 1 ~~一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになる者又は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。~~

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十六条1の第一文の規定は、条約第二十七条1の第一文の規定に代わる。

第十六条 相互協議手続

一方又は双方の締約国の措置により条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。

当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

- 2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。
- 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。
- 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信することができる。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第六部の規定は、条約について適用される。

第六部 仲裁

第十九条 義務的かつ拘束力を有する仲裁

- 1 (a) 条約第二十七条1の規定に従い、一方又は双方の締約国の措置により条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者が、その事案について、一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、
(b) 条約第二十七条2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が、8又は9に規定する起算日から起算して二年以内（当該期間が満了する前に、両締約国の権限のある当局が、その事案について異なる期間について合意し、かつ、当該事案の申立てをした者に対してその合意を通知した場合には、その合意された期間内）に、当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が書面によって要請するときは、当該事案の未解決の事項は、10の規定に基づいて両締約国の権限のある当局が合意する規則又は手続に従い、この部に規定する方法によって仲裁に付託される。

- 2 一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、1に規定する両締約国の権限のある当局の合意のための手続を停止した場合には、1(b)に規定する期間は、裁判所若しくは行政審判所が最終的な決定を行うまで又は当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、若しくは当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。また、事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、両締約国の権限のある当局の合意のための手続を停止することについて合意した場合には、1(b)に規定する期間は、当該手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。
- 3 事案によって直接に影響を受ける者が1(b)に規定する期間の開始の後にいずれかの締約国の権限のある当局によって要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて両締約国の権限のある当局が合意する場合には、1(b)に規定する期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。
- 4 (a) 仲裁に付託された事項に関する仲裁決定は、1に規定する事案に関する両締約国の権限のある当局の合意によって実施される。仲裁決定は、最終的な決定とする。
(b) 仲裁決定は、次の場合を除くほか、両締約国を拘束する。
 - (i) 事案によって直接に影響を受ける者が、当該仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合。この場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。当該事案によって直接に影響を受けるいずれかの者が、当該合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によって当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によって直接に影響を受ける者によって受け入れられなかったものとする。
 - (ii) いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によって当該仲裁決定が無効とされる場合。この場合には、1に規定する仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続（B E P S防止措置実施条約第二十一条（仲裁手続の秘密）及び第二十五条（仲裁

手続の費用)の規定に係るものを除く。)は、行われなかったものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができる。

(iii) 当該事案によって直接に影響を受ける者が、当該仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意によって解決された事項について、いずれかの裁判所又は行政審判所において訴訟又は審査請求による解決を求める場合

5 1 (a)に規定する両締約国の権限のある当局の合意のための手続に関する最初の申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、当該申立てを受けた後二箇月以内に、次の全てのことを行う。

(a) 事案の申立てをした者に対し、当該申立てを受けた旨の通知を送付すること。

(b) 他方の締約国の権限のある当局に対し、当該申立ての文書の写しとともに当該申立てを受けた旨の通知を送付すること。

6 一方の締約国の権限のある当局は、両締約国の権限のある当局の合意のための手続の申立てを受けた後又は他方の締約国の権限のある当局から申立ての文書の写しを受領した後三箇月以内に、次のいずれかのことを行う。

(a) 事案の申立てをした者及び当該他方の締約国の権限のある当局に対し、当該事案の実質的な検討を行うために必要な情報を受領した旨を通知すること。

(b) 事案の申立てをした者に対し、当該事案の実質的な検討を行うために必要な追加の情報を要請すること。

7 6 (b)の規定に従って、一方又は双方の締約国の権限のある当局が、事案の申立てをした者に対して、当該事案の実質的な検討を行うために必要な追加の情報を要請した場合には、当該追加の情報を要請した権限のある当局は、その者から当該追加の情報を受領した後三箇月以内に、その者及び他方の締約国の権限のある当局に対して、次のいずれかのことを通知する。

(a) 要請した情報を受領したこと。

(b) 要請した情報の一部が欠けていること。

8 いずれの締約国の権限のある当局も6 (b)の規定に従って追加の情報を要請しなかった場合には、1に規定する起算日は、次のいずれか早い日とする。

(a) 両締約国の権限のある当局が、6 (a)の規定に従い事案の申立てをした者に通知した日

(b) 5 (b)の規定に従って他方の締約国の権限のある当局に通知した後

三箇月を経過した日

9 6 (b)の規定に従って追加の情報が要請された場合には、1に規定する起算日は、次のいずれか早い日とする。

(a) 追加の情報を要請した一方の締約国の権限のある当局が、7 (a)の規定に従い、事案の申立てをした者及び他方の締約国の権限のある当局に通知した日のうち最も遅い日

(b) 両締約国の権限のある当局が、いずれかの締約国の権限のある当局によって要請された全ての情報を事案の申立てをした者から受領した後三箇月を経過した日

ただし、一方又は双方の締約国の権限のある当局が7 (b)に規定する通知を送付する場合には、当該通知は、6 (b)の規定に基づく追加の情報の要請として取り扱われる。

10 両締約国の権限のある当局は、条約第二十七条の規定に従って、合意によって、この部の規定の実施方法（各締約国の権限のある当局が事案の実質的な検討を行うために必要な最低限の情報を含む。）を定める。当該合意は、事案の未解決の事項を仲裁に付託することができる最初の日の前に締結されなければならない。その後、随時修正することができる。

12 この条の他の規定にかかわらず、

(a) B E P S 防止措置実施条約に定める仲裁手続の対象となる両締約国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項は、いずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が当該事項について既に決定を行った場合には、仲裁に付託されない。

(b) 仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、当該事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合には、当該仲裁手続は、終了する。

第二十条 仲裁のための委員会の構成員の任命

1 両締約国の権限のある当局が異なる規則について合意する場合を除くほか、この部の規定の適用上、2から4までの規定を適用する。

2 仲裁のための委員会の構成員の任命については、次の規則を適用する。

(a) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人によって構成される。

(b) 各締約国の権限のある当局は、前条（義務的かつ拘束力を有する仲裁）1の規定に基づく仲裁の要請の日から六十日以内に、一人の仲裁のための委員会の構成員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁のための委員会の構成員は、そのいずれか遅い方の任命の時か

ら六十日以内に、仲裁のための委員会の長となる第三の構成員を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあってはならない。

(c) 仲裁のための委員会の構成員に任命された者は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によって直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならない、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならない、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関する仲裁のための委員会の構成員が公平であり、及び独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行ってはならない。

3 一方の締約国の権限のある当局が、2に規定する方法によって、及び2に規定する期間内に、又は両締約国の権限のある当局が合意する方法によって、及び両締約国の権限のある当局が合意する期間内に、仲裁のための委員会の構成員を任命することができない場合には、当該一方の締約国の権限のある当局に代わって、経済協力開発機構の租税政策及び税務行政センターの最も高い地位にある職員であっていずれの締約国の国民でもないものが、一人の構成員を任命する。

4 最初に任命された二人の仲裁のための委員会の構成員が、2に規定する方法によって、及び2に規定する期間内に、又は両締約国の権限のある当局が合意する方法によって、及び両締約国の権限のある当局が合意する期間内に、仲裁のための委員会の長を任命することができない場合には、経済協力開発機構の租税政策及び税務行政センターの最も高い地位にある職員であっていずれの締約国の国民でもないものが、仲裁のための委員会の長を任命する。

第二十一条 仲裁手続の秘密

1 この部の規定、条約の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両締約国の法令の適用上、仲裁のための委員会の構成員及びその職員（構成員一人について三人までに限る。）並びに仲裁のための委員会の構成員の候補者は、情報（当該候補者については、当該候補者が仲裁のための委員会の構成員の要件を満たすことができることを確認するために必要な範囲に限る。）の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁のための委員会の構成員の候補者が受領する情報及び両締約国の権限のある当局が仲裁のための委員会から受領する情報は、情報の交換及び行政支援に関する条約の規定に基づいて交換

された情報とみなす。

- 2 両締約国の権限のある当局は、仲裁のための委員会の構成員及びその職員が、仲裁手続の実施に先立って、情報の交換及び行政支援に関する条約の規定並びに両締約国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従って仲裁手続に関する情報を取り扱うことについて書面によって合意することを確保する。

第二十二條 仲裁決定に先立つ事案の解決

この部の規定及び両締約国の権限のある当局の合意による事案の解決について規定する条約の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次のいずれかに該当する場合には、当該事案に関する両締約国の権限のある当局の合意のための手続及び仲裁手続は、終了する。

- (a) 両締約国の権限のある当局が、当該事案を解決するための合意に達する場合
- (b) 当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は両締約国の権限のある当局の合意のための手続の申立てを撤回する場合

第二十三條 仲裁手続の種類

- 2 両締約国の権限のある当局が異なる規則について合意する場合を除くほか、仲裁手続について、次の規定を適用する。
 - (a) 事案が仲裁に付託された後、各締約国の権限のある当局は、全ての仲裁のための委員会の構成員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。両締約国の権限のある当局が別に合意する場合を除くほか、両締約国の権限のある当局が仲裁の要請を受ける前に利用することができなかつた情報は、仲裁のための委員会がその決定を行うに当たって考慮しない。
 - (b) 仲裁のための委員会は、条約の関連する規定に従い、及びこれらの規定に従うことを条件として両締約国の法令の関連する規定に従い、仲裁に付託された事項を決定する。仲裁のための委員会の構成員は、両締約国の権限のある当局が合意によって明示的に特定することができる他の根拠を考慮する。
 - (c) 仲裁決定は、両締約国の権限のある当局に対して書面によって送付される。仲裁決定には、その結論の法的根拠及びその結論に至った理由を付する。仲裁決定は、仲裁のための委員会の構成員の単純多数による議決で採択される。仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

- 5 仲裁手続の開始に先立って、両締約国の権限のある当局は、事案の申立てをしたそれぞれの者及びその顧問が、仲裁手続の過程においていずれかの締約国の権限のある当局又は仲裁のための委員会から受領した情報を他のいかなる者に対しても開示しないことについて書面によって合意することを確保する。当該事案の申立てをした者又はその者の顧問の一人が、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間にその合意に著しく違反する場合には、当該事案に関する条約の規定に基づく両締約国の権限のある当局の合意のための手続及びこの部の規定に基づく仲裁手続は、終了する。

第二十五条 仲裁手続の費用

この部の規定に基づく仲裁手続において、仲裁のための委員会の構成員の報酬及び費用並びに両締約国が実施する仲裁手続に関連して生ずる費用は、両締約国の権限のある当局が合意によって定める方法によって両締約国が負担する。そのような合意がない場合には、各締約国の費用及び各締約国が任命する仲裁のための委員会の構成員の費用は、各締約国が負担し、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十六条 第六部の規定の適用対象

- 2 両締約国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項であってこの部に定める仲裁手続の対象となるものは、両締約国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項に関する義務的かつ拘束力を有する仲裁について定める二国間又は多数国間の条約に従い仲裁のための委員会又はこれに類する機関が既に設けられた事案に含まれる場合には、仲裁に付託されない。
- 3 この部のいかなる規定も、締約国が当事者である他の条約又は将来当事者となる他の条約に基づく両締約国の権限のある当局の合意のための手続における未解決の事項に関する仲裁に関するより広範な義務の実施に影響を及ぼすものではない。

(注) BEPS防止措置実施条約第二十八条2(a)の規定に基づき、日本国は、BEPS防止措置実施条約第六部の規定に基づいて仲裁に付託することができる事案の範囲に関して、次の留保を付する。

- 1 日本国は、条約について、条約第四条3の規定に該当する事案をB E P S防止措置実施条約第六部の対象から除外する権利を留保する。
- 2 B E P S防止措置実施条約第二十八条2(a)の規定に基づいてオーストラリアによって付される留保が、オーストラリアの国内法に言及することによるか否かにかかわらず、オーストラリアにおける課税の事案のみをB E P S防止措置実施条約第六部の対象から除外する場合には、日本国は、条約について、オーストラリアの留保において言及される事案に類似する日本国における課税の事案を同部の対象から除外する権利を留保する。

(注) B E P S防止措置実施条約第二十八条2(a)の規定に基づき、オーストラリアは、B E P S防止措置実施条約第六部の規定に基づいて仲裁に付託することができる事案の範囲に関して、次の留保を付する。

- 1 オーストラリアは、事案が千九百三十六年所得税賦課法第四A章又は千九百八十六年経済的利益税賦課法第六十七条に規定するオーストラリアの一般的に租税回避を防止する規則の適用に関する限りにおいて、当該事案を第六部の対象から除外する権利を留保する。オーストラリアは、また、オーストラリアの一般的に租税回避を防止する規則に関する除外の対象を、当該規則を代替し、改正し、又は改定する規定に拡大する権利を留保する。オーストラリアは、実質的な改正を含む当該規定を寄託者に通告する。

- 5 サービスの貿易に関する一般協定第二十二條3（協議）の規定の適用上、同規定にかかわらず、いずれかの措置がこの条約の対象となるかならないかについての両締約国間の紛争は、両締約国の同意がある場合に限り、同規定に従いサービスの貿易に関する理事会に付託される。この5の規定の解釈に関する疑義は、3の規定に従って解決するものとし、3に規定する合意に達しない場合には、両締約国が合意する他の手続に基づいて解決するものとする。

第二十八条 情報の交換

- 1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく

課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。)の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

- 2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に参与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。
- 3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。
 - (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
 - (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
 - (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。
- 4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。
- 5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人若しくは代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十九条 外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の国際協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第三十条 見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十一条 発効

- 1 この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、次のものについて適用する。
 - (a) 日本国については、
 - (i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
 - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
 - (iii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税
 - (b) オーストラリアについては、
 - (i) 日本国の居住者が取得する所得に対して源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に取得する所得
 - (ii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の七月一日以後に開始する各課税年度の租税
- 3 千九百六十九年三月二十日にキャンベラで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定（以下この条において「旧協定」という。）は、2の規定に従ってこの条約が適用される租税につき、この条約の適用の日以後、適用しない。
- 4 旧協定は、この条の規定に従って適用される最後の日を終了する。
- 5 この条約の効力発生の際において旧協定第十五条の規定により認められる特典を受ける権利を有する個人は、この条約が効力を生じた後においても、旧協定がなお効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

第三十二条 終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し六箇月前に書面による終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき適用されなくなる。

- (a) 日本国については、
 - (i) 源泉徴収される租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
 - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
 - (iii) その他の租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税
- (b) オーストラリアについては、
 - (i) 日本国の居住者が取得する所得に対して源泉徴収される租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に取得する所得
 - (ii) その他の租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の七月一日以後に開始する各課税年度の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千八年一月三十一日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
高村正彦

オーストラリアのために
スティーブン・スミス

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びオーストラリアは、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

- 1 条約第二条 1 (b) (対象となる租税) の規定に関し、「石油資源使用税」とは、千九百八十七年石油資源使用税法に基づき、石油資源の探査又は開発に関する沖合事業に対して課される資源使用税をいう。
- 2 条約第三条 1 (d) (一般的定義) の規定に関し、「日本国の租税」又は「オーストラリアの租税」には、条約の適用を受ける租税に関連する日本国又はオーストラリアのそれぞれの法令に基づいて課される附帯税又はこれに相当するものを含めない。
- 3 条約第四条 2 (居住者) の規定に関し、個人の重要な利害関係の中心がある場所を決定するに当たっては、当該個人がいずれかの締約国内に常用の住居を有する事実を考慮することが了解される。
- ~~4 条約第四条 3 (居住者) の規定に関し、「その他関連するすべての要因」には、次の(a)から(d)までに掲げる事項を含むことが了解される。
(a) 上級管理者による日常の経営管理が行われる場所
(b) その個人以外の者の法的地位を規律する法令を有する締約国
(c) 会計帳簿が保存されている場所
(d) 事業が遂行されている場所⁴~~
- 5 条約第五条 4 (b) 及び(c) (恒久的施設) の規定に関し、
 - (a) 一方の締約国の企業が設備の提供のみを目的とする賃貸借契約（裸用船契約を含む。）に基づいて設備を賃貸する場合には、当該企業は他方の締約国内において設備を運用するものとはされないことが了解される。
 - (b) 個別の事案に関する事実と状況に基づき設備が大規模であるか否かを決定するに当たっては、設備の寸法、数量若しくは価値又は所得を生ずる活動における当該設備の役割がその要因として関連するものであることが了解される。
 - (c) 「大規模設備」には、次のものを含むことが了解される。
 - (i) 道路、ダム又は発電所の建設に使用される産業用の土木工事設備又は建設設備

⁴ 条約の議定書 4 の規定は、BEP S 防止措置実施条約第四条 1 (同条 3 (e) の規定による修正の後のもの) の規定に代わる ([6 ページ参照](#))。

- (ii) 工場において使用される製造設備又は加工設備
 - (iii) 石油又は鉱石の採掘に使用される掘削設備、プラットフォームその他の構築物
- 6 条約第五条 7 (恒久的施設) の規定に関し、「実質的に交渉する」とは、一方の締約国内において代理人により交渉が行われた契約が他方の締約国内において正式に締結される場合において、当該一方の締約国内に恒久的施設があるか否かに関する疑義を排除するために規定されたものであることが了解される。
- 7 条約第六条 (不動産所得)、第七条 (事業利得)、第二十一条 (その他の所得) 及び第二十二条 (所得の源泉) の規定に関し、一方の締約国の居住者が当該一方の締約国内に存在する不動産から所得を取得する場合には、当該一方の締約国の居住者が他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い、かつ、当該不動産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときであっても、これらの条の規定は、当該一方の締約国が当該所得についてその租税に関する法令を適用することを妨げるものではないことが了解される。この場合において、当該所得は、当該一方の締約国の租税に関する法令の適用上、当該他方の締約国内の源泉から生じなかったものとされる。
- 8 条約第六条 2 (f) (不動産所得) の規定に関し、同規定に規定する権利は、主として次のものをいうことが了解される。
- (a) 天然資源の探査又は開発を行う権利を与える者が支払金を受領する場合における当該支払金を受領する権利
 - (b) 天然資源に関する権益又は天然資源の採取若しくは探査を行う権利を有していない者が支払金を受領する場合における当該天然資源の開発若しくは探査について生ずる支払金又は当該天然資源の開発若しくは探査の成果に応じた支払金を受領する権利
- 9 条約第七条 (事業利得) 及び第十三条 (財産の譲渡) の規定に関し、一方の締約国の企業が他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行っていた場合において、当該企業が当該恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行うことをやめた後、当該恒久的施設に帰せられる所得、利得又は収益を取得したときは、当該所得、利得又は収益に対しては、条約第七条及び第十三条に定める原則に従って、当該他方の締約国において租税を課することができることが了解される。
- 10 条約第七条 6 (事業利得) の規定に関し、同規定の適用上、同条に定める原則に従って事業の利得を最も適切に決定する別の方法がある場合には、当該別の方法を用いることにつき正当な理由があるとされることが了解される。

- 11 条約第七条 9 (a) (事業利得) の規定に関し、日本国については、「租税に関し法人として取り扱われるもの」とは、信託財産を用いて行う事業から取得される利得についてその信託の受託者が納税義務を負う場合の当該信託をいうことが了解される。
- 12 条約第十条 (配当)、第十一条 (利子) 及び第十二条 (使用料) の規定に関し、「一方の締約国の租税に関し」当該一方の締約国の居住者である者とは、条約第四条 2 又は 3 の規定により他方の締約国の居住者とみなされるか否かにかかわらず、同条 1 の規定により当該一方の締約国の居住者とされる者をいう。
- 13 条約第十一条 3 (a) (利子) の規定に関し、「政府機能を遂行するその他の機関」は、利子が生ずる締約国の法令に従って決定されることが了解される。
- 14 条約第十一条 3 (b) (利子) の規定に関し、次のことが了解される。
 - (a) 金融機関と利子の支払者との間における持分の保有関係又は支配関係の程度について考慮した場合において、一方の者が他方の者に対して実質的な影響を及ぼすことができないときは、当該金融機関は当該利子の支払者と関連しないものとされる。
 - (b) 企業のある活動が、当該企業の全体の利得に対する貢献の程度について当該企業の他の活動と比較した場合において、当該企業の主たる活動を構成するものであるときは、当該企業は当該活動によってその利得を実質的に取得するものとされる。
- 15 条約第十一条 4 (利子) の規定に関し、「バックトゥバック融資に関する取決め」とは、特に、一方の締約国の居住者である金融機関が他方の締約国内において生じた利子を受領し、かつ、当該金融機関が当該利子と同等の利子を当該一方の締約国の居住者である他の者（当該他方の締約国内から直接に利子を受領したならば当該利子について当該他方の締約国内において租税の免除を受けることができなかったとみられるものに限る。）に支払うように組成されるすべての種類の取決めをいうことが了解される。
- 16 条約第十二条 3 (使用料) の規定に関し、「使用料」には、周波数域の利用権の使用に対する支払金を含まない。当該支払金については、第七条の規定を適用する。
- 17 条約第十二条 3 (e) (使用料) の規定に関し、「財産又は権利の使用又は提供の制限」とは、財産又は権利の所有者が当該財産又は権利を他の者に利用させないことの対価として支払金又は前渡金を受け取る場合における当該財産又は権利を他の者に利用させないことをいうことが了解される。
- 18 条約第十三条 3 (財産の譲渡) の規定に関し、法人の組織再編成におい

て株式の譲渡から生ずる収益に対し一方の締約国の法令により課税の繰延べが認められる場合（当該繰延べの対象となった収益の全部又は一部に相当する収益が、将来行われる譲渡又は組織再編成により免税となる場合を除く。）には、当該繰延べの対象となった収益は、当該一方の締約国において租税が課されるものとされることが了解される。

- 19 条約第二十五条 1（二重課税の除去）の規定に関し、同規定の適用上、条約第二条 1 (b)に規定する所得税及び石油資源使用税は、所得に対して一体として課される租税として取り扱われるものとする。
- 20 条約第二十六条（無差別待遇）の規定に関し、同規定は、次の(a)から(c)までに掲げるオーストラリアの法令の規定については、適用しない。
 - (a) 適格な納税者に対する研究開発費の控除について規定する千九百三十六年所得税賦課法第三章第三節Aの規定
 - (b) 租税の効率的な徴収及び回収を確保するための措置（一般法に基づく保全の措置を含む。）について規定する千九百九十七年所得税賦課法第二編第二一五章第二十六一二十五条の規定
 - (c) 条約の署名の日の後に導入される規定であって、この 20 に規定する規定とその目的又は趣旨が実質的に類似するものその他両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するもの
- 21 条約第二十六条（無差別待遇）の規定に関し、同規定は、次の(a)から(j)までに掲げるオーストラリアの法令の規定の適用を制限するものと解してはならないことが了解される。
 - (a) 千九百三十六年所得税賦課法第三章第二節Dの規定（オーストラリアの租税に関しオーストラリアの居住者である法人が支払う配当に関して、非居住者である納税者に対する租税の還付又は控除を認めないことについて規定するものに限る。）
 - (b) 非居住信託財産に関する所定の居住者に対する課税について規定する千九百三十六年所得税賦課法第三章第六A A A節の規定
 - (c) 移転価格税制について規定する千九百三十六年所得税賦課法第三章第十三節の規定
 - (d) 配当除去取決めへの対処について規定する千九百三十六年所得税賦課法第四A章第百七十七E条の規定
 - (e) 被支配外国法人の持分を有する所定の居住者に対する課税について規定する千九百三十六年所得税賦課法第十章の規定
 - (f) 外国投資基金及び外国生命保険証券に投資する所定の居住者に対する課税について規定する千九百三十六年所得税賦課法第十一章の規定
 - (g) 資産の移転（当該資産の移転を受けた者が当該資産をオーストラリアの法令に基づくオーストラリアの租税に関する管轄権の範囲外に

において移転するものと認められる場合に限る。)に関する課税の繰延べを認めないことについて規定する千九百九十七年所得税賦課法第三編第三一三章第二百二十二二十五条の規定

(h) 連結納税制度について規定する千九百九十七年所得税賦課法第三編第三一九十章の規定

(i) 過少資本税制について規定する千九百九十七年所得税賦課法第四編第四一五章第八百二十節の規定

(j) 条約の署名の日の後に導入される規定であって、この 21 に規定する規定とその目的又は趣旨が実質的に類似するものその他両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するもの

22 条約第二十八条 1 (情報の交換) の規定に関し、オーストラリアについては、「両締約国が課するすべての種類の租税」とは、租税に関する連邦法に基づいて課されるすべての種類の租税のうち、税務長官が所掌するものをいう。

23 条約第二十八条 5 (情報の交換) の規定の適用上、銀行その他の金融機関、名義人若しくは代理人若しくは受託者が有する情報又は所有に関する情報の提供を拒否する場合には、当該拒否は、当該情報を有する者の銀行その他の金融機関、名義人若しくは代理人若しくは受託者としての地位又は当該情報が所有に関する情報であるという事実と関連しない理由によるものでなければならないことが了解される。さらに、同規定の適用上、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができることが了解される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千八年一月三十一日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
高村正彦

オーストラリアのために
スティーブン・スミス